厚生労働科学研究費補助金(政策科学総合研究事業)

小児死亡事例に関する登録・検証システムの確立に向けた実現可能性に関する研究 (主任研究者 溝口史剛)

分担研究 「Child Death Review (CDR)の社会実装の準備に関する研究」

- 分担研究者 柳川敏彦 和歌山県立医科大学保健看護学部
- 研究協力者 山田不二子 認定 NPO 法人チャイルドファーストジャパン

山岡祐衣 オクラホマ大学児童虐待センター リサーチフェロー

小穴慎二 西埼玉中央病院小児科

石倉亜矢子 函館中央病院小児科

チャイルド・デス・レビューは、米国・ロサンゼルスで1978年に始まり、今では複数の 国々で法制化・社会実装されるに至っている。

当分担研究では、CDR を法制化した海外の動向を明らかにし、わが国において予防的 観点から包括的・総合的に子どもの死亡を検証するシステムを構築し、CDR を社会に実 装するための過程を検討する方略につなげるため、H28 年度には ISPCAN(国際子ども虐 待防止学会)の「児童虐待の世界的展望(以下 WP)」から CDR チームの存在とその法制化 について調査し、 研究協力者の山岡に留学先であるオクラホマの CDR の実施状況につ き、取りまとめてもらった。H29 年には、 CDR チームを有する国に対し、法整備・情 報共有・検証の対象症例などにつきアンケート調査を行うとともに、を作成し、ISPCAN のメーリングリストを通じて調査票への協力を依頼し CDR 制度について比較調査を行っ た。また、ISPCAN ヨーロッパ地域会議(オランダ・ハーグ,2017 年 10 月)と台湾・香港 (同年 11 月)の場を利用し、より詳細な直接面談によるインタビュー調査を行った。

の結果、CDR チームの存在は 110 か国中 38%、CDR 法制化 30%で、CDR チーム存 在下での法制化率は 78%であったことが判明した。

の結果、オクラホマシティにおいて、CDR、DVFR(Domestic Violence Fatality Review)、FIMR(Fetal Infant Mortality Review)の実施方法や実施意義について確認し、3 種の死亡事例検証制度が異なる役割と目的意識で取り組むことで、全体として多彩な包括 的な視点のもと「子どもの死を防ぐ」体制が築かれている状況を確認した。

の結果、CDR を社会実装する上で、1.対象症例の選び方(全国 / 地域の全症例か、抽 出か)2. 収集する情報の包括度(提供する関係機関の多様性、情報の質の確保) 3. 検証 ・予防策提言のプロセスの確立・標準化の3点について考慮していく必要があることが共 通して見出された。

これらの研究を通じ見えてきた点を踏まえ準備読本の、第二部:求められる CDR の各 種プロセスの総論部分と、「虐待パネル」「その他のパネル」につき分担執筆し、虐待死 の有する社会へのインパクト、についてのコラムを執筆した。

A.研究目的

チャイルドデスレビューは、米国・ロサ ンゼルスで 1978 年に始まり、今では複数 の国々で法制化・社会実装されるに至って いる。

当分担研究では、CDR を法制化した海 外の動向を明らかにし、わが国において予 防的観点から包括的・総合的に子どもの死 亡を検証するシステムを構築し、CDR を 社会に実装するための過程を検討する方略 につなげるため、H28年度には ISPCAN(国際子ども虐待防止学会)の「児童 虐待の世界的展望(以下 WP)」から CDR チームの存在とその法制化について調査 し、 研究協力者の山岡に留学先であるオ クラホマの CDR の実施状況につき、取り まとめてもらった。H29年には、 CDR チ ームを有する国に対し、法整備・情報共有 ・検証の対象症例などにつきアンケート調 査を行うとともに、を作成し、ISPCANの メーリングリストを通じて調査票への協力 を依頼し CDR 制度について比較調査を行 った。また、ISPCAN ヨーロッパ地域会議 (オランダ・ハーグ,2017年10月)と台湾 ・香港(同年11月)の場を利用し、より 詳細な直接面談によるインタビュー調査を 行った。

これらの研究を通じ見えてきた点を踏ま え準備読本の、第二部:求められる CDR の各種プロセスの総論部分と、「虐待パネ ル」「その他のパネル」につき分担執筆 し、虐待死の有する、社会へのインパクト についてのコラムを執筆した。

B.研究方法、C結果、D考察につき 1-3のそれぞれにつき記載する

1-B.研究方法

The International Society for the Prevention of Child Abuse and Neglect (ISPCAN) 国際 子ども虐待防止学会)は、1982年から同学 会が2年毎に開催する世界大会において "World Perspective on Child Abuse"「子ども 虐待の世界の展望」を刊行してきた。本 刊行物は、子ども虐待の専門家として ISPCAN 会員、同学会の Country Partner program のメンバー、UNICEF の地域職員 を対象に、子ども虐待の各国の現状(子 ども虐待の認識、公的刊行物、統計、対 応システム等)について、数十項目の質 問票に基づく調査結果をまとめたもので ある。調査手順は学会開催1年前から ISPCAN 学会事務局を通じ e-mail による依 頼があり、電子化された質問票に回答す るという方法である。なお原則として、1 か国1名からの回答結果をまとめた。

CDR に関する質問は、第 10 版 (イスタ ンブール大会, 2012 年)、第 11 版(名古屋 大会, 2014 年)、第 12 版(カルガリー大 会, 2016 年)から質問項目に挿入されてい る。質問内容は、 child death (また は fatality) review team の有無、 有りの 場合、法制化されているかどうかの 2 項 目であり、CDR の定義に関しては説明は されていない。

10 版、11 版、12 版の質問票に対する回 答は、それぞれ、68 か国、73 か国、73 か 国であり、この3回で少なくとも1回以 上回答に協力した国数は110 か国であっ た。回答結果は、アフリカ、アメリカ、 アジア、ヨーロッパ、オセアニアの5地 域別と、世界銀行が判断した高所得国、 中所得国、低所得国の3経済状況別での まとめを示した。

表 1-1 . 諸外国における CDR システムの比較 (Fraser ら論文 ⁴⁾を一部改変した森崎らの論文 ⁵⁾から引用

	アメ	IJカ	イギ	リス	オーストラリア	ニユージーランド
	CDR	胎児・乳児死亡例検討	CDR · 重大症例検討	周産期死亡例検討	CDR	小児・青年死亡検討 (周産期死亡検討委 員会も含む)
法 制 化	虐待死症例の検討を 推奨化する連邦法の もと 全州で法制化	連邦法なし。多くは 州立の公衆衛生学研 究組織のもと運営さ れているプログラム がある	Local Safeguarding Children Boads Rregulations(2006) ほか	法制化なし。 患者安全機構に委任	7/8州でなにかしら法 制化	Public Health and Disability ACT(2000)ほか
財 源	国,州, 民 間など 多彩	業務の一環とし行わ れる	地方児童保護局の 業務として行われる	同左	ታካ	国および州
目的	死因を理解し, 将来 の死亡を予防し,子 ども の 安全・健 康・福祉を促進する	母子保健サービスの 改善,死亡率を下げる	虐待疑い例を選出し 地域と全国の子ども の安全や福利に関わ る懸念事項を指摘 し,機関および個人 の活動を改良する	政府・政策担当者・ 医療機関関係者に地 域や全国の周産期死 亡について報告する	将来の死亡を防ぐた めの政策を推進する	死亡につながる病気 や事故の全国的な傾 向を把握し,児童・青 年の安全と健康を保 てる政策を提言する
対象	18歳までの虐待死は 必須。多くの州は SUID や 外 因死 25 歳までの死なども検 討する。 非匿名化	検討症例の選出方法 は地域差あり。 匿名化	0~18歳の全死亡症 例。虐待が疑われる 症例はさらに重大症 例として検討する。 匿名化	死産と新生児期 死亡前例	虐待死のみ。 あるいは虐待と事故 死。 地域差あり	25歳までの全死亡事 例(新生児期 死亡は周産期死亡検 討委員会が 実施)。児相が把握 していた児 には追加で内部調あ り。
発生時の対応		地域差あり グリーフケアの提 供。兄弟の保護の必 要性の検討を行う。	0~18歳の不測の死亡 事例 で検死官から死 亡の報告を受け多職 種チームが当該家族 へのサポート,同胞の 保護の必要性の検討 を行う。	なし	地域差あり	乳児突然死症例で当 該家族への サポートを行う。
運営	49州で諮問委員会あ り。37州で症例検討 委員会あり。社会福 祉機関あるいは公衆 衛生機関が運営	市町村レベルで行わ れる。保健局や病院 が運営。	全国で標準化された 症例検討委員会が各 (人口50万人単位) にある	病院の産科が施行	7/8州で州政府がCDR チームを招集する	20地域の保険庁およ び 全国の委員会の21委 員会が設置
委員	小児医療,救急法 医, 公衆衛生,精神 保健, 社会福祉,教 育,政府の関係者	CDR+周産期医療関 者。提言作成のため 地域関係者が2次的に 加わることもある。	各機関 (医療・保 健・警察) の委員に 加え,選任された専属 委員	小児医療 ,救急 ,法 医,および周産期の 医療関係者	州により異なるが多 機関・多業種の委員	多機関・多業種の委 員(検死官は含まな い)
 資 料	各機関が持つ限りの 事例報告書	出生・死亡票,カルテ 情報,母へのインタ ビュー	機関からの報告書		事例報告書 ,関係者イ ンタビュー	人口動態統計局,保健 省,交通省 など多くの関係機関 からの 情報提供
結果の活用		に州レベルでの報告 が行われる。全国集 計なし。	地方児童保護委員会 と構成機関に提言。 年俸を作成。全国集 計や解析はほぼな し。虐待疑い症例は 統括報告により中央 政府が2年ごとに集 計。	全国・州・市町村の 各レベルで集計。 毎年全国周産期死亡 率算出	州レベルで結果を報 告。全国集計なし	毎年総括を報告。特 定の人口グループや 死因について集計結 果公表

1-C.研究結果

アンケート回答国は、いずれも 70 か国 前後であった(表 1-2)。地域別に見た結 果で示すように、3回の結果で数字の増減 が

存在するのは、10版で回答した国でも、 11版、または12版で回答しなかった場合 があるためである。3回の回答機会で少な くとも1回は回答した国は、110か国であ った。3回とも回答した国は、アフリカ 19か国中1か国、アメリカ(南北大陸) 20か国中4か国、アジア35か国中6か 国、ヨーロッパ34か国中11か国、オセ アニア2か国中1か国のみであった。

1) CDR チームの有無

CDR チームの存在(図 1-1)は、世界の 動向で見ると、経時的に存在国の総数が 増加していた。地域別では、ヨーロッパの CDR 存在数が最も多い結果であった。 経済状況では高所得>中所得>低所得の 順であった。

2) CDR を法制化している国

CDR を法制化した国数(図 1-2)は、 CDR の存在と同様、経時的に増加してい た。CDR 法制化の達成率(法制化/チーム ×100)は、全体では26/36=72%で、アフリ カ、アメリカではCDR が存在している場 合の法制化率はそれぞれ75%、100%と高 く、また低所得国も法制化率は100%で、 地域差、経済状況の影響は少なかった。

3) 110 か国における CDR 存在と法制化

2016 年 12 版発行の時点での 110 か国 の地域別・経済状況別の CDR チーム存在 と法制化の状態について回答国の個々の 現状とまとめを表 1-3 に示した。CDR チ ームの存在は、110 か国中 41 か国(37%) で、法制化は 31 か国(28%)であった。

CDR の重要性は世界的にも重視され、 CDR 法制化はこの数年間で年々進みつつ あり、特にここ2,3年間における増加が 著しい。

表 1-2. CDR に関する質問に回答した国数(地域別、経済状況別) 注)数字は国の数、少なくとも1回回答した国は110か国であった。

	Total	Africa	Americas	Asia	Europe	Oceania	High	Middle	Low
10th WP	68	9	10	27	20	2	28	36	4
11th WP	73	10	13	26	23	1	33	33	7
12th WP	73	13	8	21	29	2	36	29	8





10th WP	31%	44%	40%	33%	15%	100%	32%	33%	0%
11th WP	40%	30%	38%	54%	57%	100%	36%	27%	14%
12th WP	49%	31%	50%	47%	54%	100%	59%	42%	25%
国数 2016	36	4	4	10	16	2	21	12	2

図 1-1. CDR チームが存在している国(地域別、経済状況別)



	Total	Africa	Americas	Asia	Europe	Oceania	High	Middle	Low
10th WP	15%	22%	20%	11%	10%	100%	18%	33%	0%
11th WP	19%	20%	31%	15%	13%	100%	18%	21%	14%
12th WP	36%	23%	50%	29%	45%	100%	44%	28 %	25%
国数 2016	26	3	4	6	13	2	16	8	2

図 1-2. CDR が法制化された国 (地域別、経済状況別)

表 1-3.110 か国の CDR チームの存在と法制化 (2016 年)

注)(白字・黒背景)はCDR チーム有・法制化有、(黒字・灰背景)はCDR チーム有・法制化なし

	High	Middle	Low	Tota	
		Morocco Kenya	Liberia Mauritius		
Africa		South Africa	Nigeria*		
		Algeria	Malawi		
		Botswana	Burundi	_	
				19	
		Egypt Ghana	Ethiopea		
		Sudan	Mozambiquue	_	
		Zambia	Togo Uganda	_	
		Zampia	Zimbabwe	_	
	Canada	Brazil	Haiti	_	
	Canada Chile	Honduras	пата	_	
	United States	Mexico		_	
	Argentina	Barbados		_	
	Aruba	Belize			
America	Colombia	Bolivia		20	
	Ecuador	El Salvador			
	Greenland	Grenada			
		Peru			
		St.Lucia			
		Trinidad ToBago			
	Singapore	Azerbaijan	Nepal		
	Hong Kong	Georgia	Combosia		
	Japan	India			
	Saudi Arabia	Jordan			
	Bahrain	Lebanan			
	Israel	Malaysia			
	Israel	Philippines			
	Korea Kuwaite	Afghanistan			
	Kuwaite Macao	Armenia Bangladesh		_	
Asia	Macao Oman	China		35	
	Qatar	Fiji			
	UAE	Indonesia			
	OAL	Mongolia		_	
		Pakistan			
		Palestine		_	
		Sri Lanka			
		Taiwan			
		Thailand			
		Vietnam			
	Croatia	Russia			
	Estonia	Kazahstan			
	Iceland	Albania			
	Ireland	Balarus			
	Italy	Bosnia Herzegovina			
	Netherland	Bulgaria			
	Norway	Latvia			
	Romania	Lithuania			
	Serbia	Macedonia			
	Sweden	Moldova Turkey		_	
Europe	United Kingdom France	Turkey		34	
Europe	Germany	Summany in	110 countries	34	
	Austria	CDR team + Legisla			
	Belgium	High	22		
	- eigitain	Middle	15		
	Czech Republic		15	_	
	Czech Republic		4		
	Finland	Low	4		
	Finland Hungary	Low Total	41		
	Finland	Low Total CDR team + Legisla	41 tion +		
	Finland Hungary Malta	Low Total CDR team + Legisla High	41 tion + 17		
	Finland Hungary Malta Poland Slovenia	Low Total CDR team + Legisla	41 tion +		
	Finland Hungary Malta Poland	Low Total CDR team + Legisla High Middle	41 tion + 17 11		

1-D.考察

2012 年から 2016 年の ISPCAN 刊行物「子 ども虐待の世界の展望」から、これまで調査 に協力した 110 か国の状況を紹介した。子 どもの専門家を対象に調査したものである が、原則として各国1名を中心に回答した ものである。また、設問は CDR チームの存 在の有無と、その法制化の状況につき問う もので、CDR の定義が説明されていたわけ ではなかった。3回の年次的な調査で、回答 結果に差異が見られた国も、わずかであっ たが散見された。子ども虐待専門家にとっ て、子ども虐待によって死亡した事例の検 証を行っていることをもって CDR とした 回答者が少なからず存在したと考えられ た。虐待が確定した事例において、その事例 への対応の妥当性を検討し、将来の子ども 虐待対応システムの整備に生かしていくこ とは重要であることは言うまでもないが、 そのような子ども虐待に特化した CDR は、 狭議の CDR といえる。

このような観点で考えると、文献レビュ ーの手法で行なわれた同義的な意味を網羅 的に捉えるための search strategy、および selection criteria (表 1-4)が参考となる⁴⁾。

米国の歩みで判明したように、「すべての 子どもの死」を出発点とし、「死因の特定」 を行うシステムを構築することが必要であ る。ここで包括的 CDR という広義の CDR という概念となり、「すべての子どもの死の 検証」を CDR とする定義の共有が必要であ る。子ども虐待の観点に戻ると、その状況が 虐待と関連するか?(虐待見逃しがない か?)という疑問から、虐待発生・再発の予 防システムの構築につながる。胎児・周産期 ・乳児死亡例の検討は、周産期医療の向上、 母子保健サービスの改善、死亡率を下げる ことにつながり、事故による死亡検証は、安 全管理の政策提言へと発展する。

今後、わが国において包括的・総合的に予防的観点から子どもの死亡を検証するシステムを構築し、CDRを社会に実装するための過程を検討するために、下記の手順(表5)に基づいてインタビュー調査を進める予定である。

表 1-4: search strategy、および selection criteria

search strategy 同義語を含める(death, mortality, fatality) death review, fatality review, perinatal mortality review, serious case review, critical incident review

selection criteria

年齢: limited to all child (0-18 years) 領域:範囲を広げる child mortality review, child death review, Child welfare case review, infant mortality review, multidisciplinary child death review, safeguarding children panels, domestic violence fatality review

表 1-5:実態調査のインタビュー内容

」. CDR
1 . チャイルド・デス・レビュー(CDR)
の種類と目的を明らかにする。
協議の CDR(虐待死亡事例など)
広義の CDR(全ての子どもの死亡)
2 . CDR の開催時期

定期開催:頻度(月、年単位など)

	臨時開催	¥:事象が起こ	こった	-時に開催					
3.	CDR の;	CDR のメンバー							
	不特定到	多職種,または	関	重多職種					
4.	CDRのレ	ベル							
	市町村	郡県域	州、	国					
5.	法制化								
	条例	法律の具体的	りな法	もの名称					
□ . C	□.CDR 構築した国へのインタビュー								
1.	法制化の	きっかけ							
2.	法制化の	プロセス							

1-E.結論

「すべての子どもの死」を対象とした 包括的 CDR の構築と法制化が、世界的動 向として進みつつある。一方、虐待死亡 事例の検証においてもわが国の事業とし て行われてきたが、対象事例は全数把握 ではなく、検証結果は再発予防等の具体 的提言に至っていない。今後は、包括的 CDR の必要性から、わが国における法制 化が急務であると考える。

2-B.研究方法

【実施日時・場所】

2015 年 5 月 2~10 日までオクラホマシ ティを訪問した。Dr. Barbara Bonner (教 授)が以下の関係機関への訪問を計画し てくださり、死亡事例の検証制度につい て情報収集を行った。

【見学日程と訪問先】

5/4:CDR 委員会を訪問

5/5:児童福祉局(DHS)を訪問

子ども病院の児童虐待専門医と面談 5/6:子ども病院での虐待対策委員会 (Child Protection Committee)に参加 5/7:胎児乳児死亡事例検討委員会 (Fetal Infant Mortality Review: FIMR)を訪問して 面談 家庭内暴力による死亡事例検討委員会 (Domestic Violence Fatality Review:

DVFR)を訪問して面談

5/8: 監察医 (Medical Examiner) と面談

2-C.研究結果

 様々な死亡事例検証制度の存在 今回のオクラホマ州の訪問にて、3種 類の死亡事例検証制度について見識を深 めることができた。

1)CDR (Child Death Review)

オクラホマ州では、Department of Human Service (DHS。州の児童福祉を担当する 部門で、日本の児童相談所に当たる組 織、Child Protection Service とも呼ばれ る)が児に関する調査や児の保護、 里親 委託などを含めた児童福祉サービスを実 施している。そして州政府に属する Oklahoma Commission on Children and Youth (オクラホマ州児童青少年局)が DHS のサービスに関する調査や評価を実 施しており、CDR 委員会もこの組織に属 している。CDR 委員会は予防に繋げる提 言を行うために情報収集をして検証を行 い、州政府の予算で運営されている。 オクラホマ州では CDR 委員会は 1993 年 から検証を開始しており、全米で3番目 に導入が早い州である。CDR 委員会のメ ンバーは Medical Examiner (監察医:米国 では専門の法医病理学者が司法「警察」及び 行政機関から独立した立場で、専門的見 地から解剖を含めた調査権限を持つ)、 児童相談所職員、州政府の児童虐待・母

子保健・精神保健・事故予防・統計など の担当官、こども病院の院内児童虐待対 策委員長、州警察、弁護士、児童虐待専 門の小児科医、救急医療関係者、社会福 祉士、臨床心理士、等である。対象は明 らかな病死以外の18歳未満死亡事例であ り、その18歳未満の死亡事例の登録体制 があり、関係機関は CDR 委員会への情報 提供(解剖記録、死体現場検証記録、児 童相談所記録、死亡診断書、捜査記録、 診療記録・救急搬送記録、同胞児の情 報)が義務付けられている。個人情報は 委員会で管理している。関連機関が情報 提供をする場合には個人情報保護や守秘 義務は免責されており、CDR 委員会内で 情報は管理されている。

検証結果からは、シートベルトやヘル メットの装着、プールフェンスや火災警 報器の設置、適切な監視、に関する条例 や、睡眠環境の改善、保護者への養育ス キルや知識の向上、ハイリスク家族への サービス提供などの提言を行い、関連機 関にフィードバックして、その改善策の 実施・履行までモニタリング・評価をし ている。結果は研究にも活用されてお り、ネグレクトと身体的虐待による死亡 の特徴の比較結果など 1), 2) が報告され ている。

2) 家庭内暴力による死亡事例検証制度
 DVFR(Domestic Violence Fatality Review):

家庭内暴力による死亡事例については Attorney General's Office(検事当局)が中 心となって運営する DVFR が別に設けら れている。DVFR も州法によって実施が 定められ、オクラホマ州では 2001 年から 導入されている。2008 年からは年に 2 回 CDR 委員会と合同検証会を実施してい る。DVFR はパートナー間の DV だけでな く、デート DV や児童虐待による死亡事 例も対象に含まれる。多職種で事例を検 証することは CDR と同じであるが、全症 例レビューするよりも1事件ずつ丁寧に 家族背景や経過などを深く検討すること を CDR よりも重視しているのが印象的で あった。Attorney General's Office の職員は 捜査と社会福祉に関する教育・トレーニ ングを受けていることが特徴的であり、 全国レベルでの National DVFR training program もあってレビュー方法のトレーニ ングを提供している。

3) 胎児乳児死亡事例検討委員会
 FIMR(Fetal Infant Mortality Review):

FIMR は犯罪事例を対象とせず、乳児死 亡の予防策を地域に還元することを目的 として郡レベルで行われる。死亡届の提 出を受け、行政はまずお悔やみの手紙を 郵送し、医療機関受診情報や家庭訪問記 録を収集し、専属のソーシャルワーカー2 名が約3か月後頃に家族(主に母親)へ のインタビューを行う。この際、電話で 家族の様子や支援の必要性を尋ねると同 時に、乳児の死亡時の状況について話し てもらえないかと切り出し、実際に家庭 訪問に行くことでインタビューとグリー フケアの両目的を果たしている。

2. 死亡事例が発症したときの関係機関の 連携について

図 2-1 にオクラホマ州における取り組み についてまとめた。子どもの死亡事例が 発生した場合、警察・司法関係者は捜査 と裁判を実施し、加害者の責任や法的根



図 2-1. 子どもの死亡事例が発生した際の、オクラホマ州での取組み

拠について議論する。児童相談所は出来 る限り30分以内に現場に行き家庭環境を 確認し、同胞の保護の必要性について検 討する。CDR委員会は州全体の児童死亡 事例の検証に責任を持ち、関係機関の取 り組みや法整備などについて、提言を行 う。FIMR は家族に寄り添いながら乳児の 死亡事例を検証する。DVFR は更に家族 心理や背景まで深く検証するようなアプ ローチを行う。このように各機関や委員 会が異なる役割と目的意識で取り組むこ とで、全体として、多彩な包括的な視点 のもと「子どもの死を防ぐ」体制が築か れている。

2-D.考察

オクラホマ州では 20 年以上前から継続 している CDR 体制の存在により、多職種 で子どもの死亡について検討することが 重要な地域の役割として根付いており、 関係機関の役割が明確に細分化されてい た。子どもの死亡に関して、加害者の責 任を追及するのが警察や司法であり、子 どもの死亡が発生して同胞が生活してい ていいのかという判断の責任を持つのが DHS(児童相談所)であり、死後に関係 機関の責任を追及するのではなく予防に 焦点を当てた検証体制をとるのがCDR委 員会である。死亡事例の検証は、関わっ ていた人の精神的負担は大きく、お互い を責めるために実施するのではないとい う Beyond Blame(批判を越えて)という スタンスで実施していくことは重要であ る。

2-E.結論

以上のように様々な死亡事例検証制度 で多職種による情報収集と検討を行い、 小児死亡を多角的に検討していることが 分かった。米国の CDR センターでは、 CDR の原則の一番目に、"子どもの死亡は 地域の責任である (The death of a child is a community responsibility.)" という項目を挙 げている 3)。残念ながら生じてしまった 子どもの死を無駄にせず今後の予防に活 かすことこそが、亡くなった児に対する 地域の責任であり、CDR 体制の構築は日 本でも急務である。

3-B.研究方法、および3-C.結果

「アンケート調査」、および「インタ ビュー調査」を実施した。

【アンケート調査】

[背景]

国内で CDR 体制を整備していく際に現 在課題となっているのが、情報共有の問 題(特に、警察からの捜査情報が得られ ない)や法的枠組みが整備されていない ことなどが挙げられる。そのため、法整 備・情報共有・検証の対象症例などにつ いて、調査を実施した。

[方法]

質問票は、米国の CDR センター(The National Center for Fatality Review and Prevention: NCFR)が各州からデータを収 集するためのオンライン上の報告システ ム(National CDR Case Reporting System) で用いられている調査票¹⁾の項目や、欧 州連合(EU)で2000年に設立された European Child Safety Alliance(ヨーロッパ の子どもの安全に関する同盟)がヨーロ ッパ諸国を対象に実施した CDR の実施調 査で用いた調査票²⁾を参考に、添付の質 問票を作成した。ISPCAN の WP 調査に協 力した国からメーリングリストを作成 し、調査票への協力を依頼した。 [結果]

ニュージーランド、イギリス(イングランド・北アイルランド)、南アフリカ、香港のメンバーから回答を得たが、インタビュー実施のできなかったニュージーランドを除いた4カ国(地域)の状況につき、本報告書の末尾に表1として結果をまとめた。

【インタビュー調査】

[方法]

2017 年 10 月にオランダのハーグで開催 された ISPCAN ヨーロッパ地域会議への参 加、並びに11月に台湾・香港を訪問する 機会があり、上記アンケート項目を元に、 インタビュー調査を行った。インタビュー は事前に許可を得て録音し、帰国後に書き 起こしを行って、内容を整理した。インタ ビューは 10 月 1 日 - 4 日: ISPCAN ヨー ロッパ会議 (15th ISPCAN European Regional Meeting, Child Death Review Working Group) にて、調査協力を依頼 し、インタビューを実施した。米国1、イ ギリス、ドイツ、南アフリカ、北アイルラ ンド、インド、ポーランド、米国2の8地 域、また11月17日:台湾、11月28日: 香港にて、現地インタビューを実施した。 [結果]

インタビューの概要を下記に記す。

【アメリ合衆国】

1. Ms. Terri Covington

(ミシガン州、公衆衛生専門家。2017年ま で CDR の国立センター (The National Center for Fatality Review and Prevention: NCFR)の責任者 (Director)を務めてい た)

・ミシガン州では CDR は約 30 年の歴史が
 あり(1996 年開始) 警察からの情報は

必ず(事故だと判断された場合でも)提供される。刑事裁判になる場合もならない場合でも関係なく CDR の検証は開始している。

- ・死亡届は、州の登録局(State Registry)
 に集められる。病院での自然死以外は検察医(Medical Examiner: ME)に報告される。病院以外の死亡は、MEが来るまで、触ったり動かしてはいけない。
- ・検討症例の情報を、各関係機関が CDR 会 議の日に持ち寄って検討する(事前のサ マリーは作成していない)。
- ・CDR 国立センター (NCFR) に報告する
 オンライン上のフォーマットの記入は、
 専門の入力者が実施している。
- ・医療機関の情報提供は多いが、不正確な 情報が含まれていることもあるので、必 要な医療情報の取り出し方をトレーニン グする。(アブストラクター)
- 1回の検討会で、5-10ページ/1事
 例、10人分くらいを検討する。ミシガン州では全部で78のCDR検討するチームがあり、1チームに3人の検討委員がいる。
- ・ディスカッションの際には、子どもの写 真を前におき、子どもの尊厳を尊重する (症例の検討が繰り返されていくと、そ の感覚が麻痺するため)。子どものストー リーを共有するスペシャルな時間だと認 識する。
- ・CDR 検討会のスタッフは情報を集めるだ けでなく、人と人とを繋ぐ関係性を維持 できる人が必要。
- ・今のアメリカの課題は、データの質の保
 証とそのトレーニングである。
- 2. Ms. Liz Oppenheim, JD

(ワシントン DC の弁護士、児童虐待死の 削減のための委員会 (Commission to Eliminate Child Abuse and Neglect Fatalities3)の委員を務めていた)

- ・CDR は労力の割に提言の有効性の検証が 不十分であり、コストパフォーマンスが 高いとは言い切れない現状がある。今後 日本が導入するにあたり、盲目的にアメ リカ・モデルの CDR を追従すべきではな い。米国では州ごとに子ども虐待の定義 が異なっていて、比較・効果検証に対す る困難さを抱えている。
- ・CDR が全米で法制化されたため、どの州 もその報告書やデータを出すことに求め られており、その労力が大きく、本来の 目的である予防可能な死亡を予防するこ とにあまり貢献できなくなっている。基 礎データを集めることの意味はあるが、 詳細すぎることも問題であり、むしろ、 選別した症例を深く検証して、そこから 学んだ教訓を現場に活かすという方法も 検討すべきである。
- ・CDR が目指すゴールを明確にして、始め るべきである。

【イギリス連合王国】

- 1. Mr. Peter Sidebotham
- (イングランドの小児科医、小児死亡・ SIDS などの研究4を多数行っている)
- ・2000年から子どもの死亡事例全数対象 CDRを実施してきていたが、子ども法の 全面改正を受けて、2004年からは全数調 査に加えて、日本の児童虐待重大事例検 証に近い Serious Case Review (SCR)を並 行実施している。重複はあるが、CDR (全数検証)とSCR(重大事例検証)は検 証する側面に違いがあるので、それぞれ

が重要とのこと。特に、SCR は子ども虐 待対応の質向上に役立つ。

- ・2008年にCDRが立法化され、警察からの情報提供も行われるようになった。 CDR発足以前より、小児科医と警察による合同捜査がSUDI症例に対して実施されており、小児科医が協力することによって子どもを亡くした家族への配慮も生まれるようになった。2008年の法制化後3年かけて(国より3年間の金銭的支援があり)地域に浸透させていった。
- ・子どもに関する職業についている専門家 は、子どもの死亡に遭遇した際には必ず CDR に連絡しなければいけないことにな っている(例えば医療機関の小児科医、 救急搬送した救急隊なども)。死亡診断書 は Coroner が記載する。
- ・全ての死亡例に CDR を実施するときは、
- 1)虐待がないと判断されたケースでは各 地域で 5-6 例/月で 各機関からの報告 書をもとに各地域の CDR のマネージ ャーが 15 ページほどの報告書にし、 検討委員のメンバーが集まって、簡単 にレビューする。
- 2)虐待があったか疑われたケースは Serious Case Review (SCR)にまわり、 それぞれは 3-6 か月ほどかけてレビュ ーを行うが、この場合には数回会合を 開かれる。独立したマネージャーが関 係機関にインタビューをしにいって情 報を集める。SCR で対象となる症例の 定義は法律の中に明記されている。
- ・重要なのは、この調査の結果として何ら かの政策がとられたか?(例えば Safe Sleepのメッセージや、医療機関受診窓口 の問題や低所得家族へのサポートなど何 らかの政策に結び付けることができた

か?)ということであり、改善点がみつ けられ、それぞれの行動変容がみられた か、ということである。

- ・イギリスの課題は、地域ごとの実践の差 異と継続的に実施するための資金面、そ して予防策の提言をしっかりと根付かせ ることができるか、という点である。
- 2. Mr. John Devaney

(北アイルランド、クイーンズ大学ベルフ ァストのソーシャル・ワークの講師。CDR の実践・研究に携わっている5)

- ・CDR のシステムは北アイルランドと基本 的にイングランドと同じである。医療・ 保健・福祉情報と捜査情報の共有につい ては、法律に「can be shared」と記述され ているだけだが、情報の共有に困ること はない。すべての公共機関に対して Data Protection Act という法律が制定されてい るため、公共機関どうしではシェアする ことが可能である。情報提供をしたくな いという関係機関があった場合は、CDR の重要性に関する啓発と CDR 委員会メン バーに対するトレーニングで連携が改善 し、情報共有の障壁はなくなっている。
- ・北アイルランドにおいて年に1回 CDRの 報告書を出さないといけないが、もしあ る特定の関係機関が情報を出し渋るよう なことがあれば、それについて報告書内 に明確に記載し、地方議会においてその 関係機関の担当政府関係者が注意をう け、指摘をうける。
- ・提言された予防策については、1年後の フォローアップを行う。提言が実際の改 善につながっているかを確認する。

【ドイツ】

Ms. Christine Gerber (ソーシャル・ワー カー、ドイツの若者のための研究機関 (Research at German Youth Institute)に所 属している)

- ・ドイツでは全国規模の CDR はまだ実施されていないが、2008 年に深刻な死亡事例が発生した後から CDR への関心が高まり、国立の早期介入センター(National Center for Early Intervention)によって、 一部の地域にてパイロット・スタディーとして検証が始まっている。方法はイギリス・モデルを採用している。パイロット・スタディーの聞き取り調査時には、必ず親から、関係機関から情報を集めて検討するための承諾を得ている。
- ・検証は2チームに分けて実施し、ケース・グループ(家族や関係者から聞き取りを行って、検証を行う)とレビュー・チーム(各関係機関の専門家から構成され、改善点を検証する)が存在する。
 専門家の分析結果とケース担当者のチーム分析結果が、同じような見解を出す結果となった。
- ・情報収集を行う際には、「なんで、このとき(この情報を得たとき)に○○をしなかったのか?」という質問の仕方ではなく、「この情報を得たときに、その限られた情報でどういうことを考えた(どういうアセスメントをした)のかを教えてほしい」というアプローチをしたことで、「個人攻撃や責任追及をされているので
 - はない」ということを現場の人が感じ取 ってくれたのだろう。

【ポーランド】

Ms. Szredzinska Renata

(Nobody's Children Foundation という児童虐 待に関連するサービス提供やシステム構築 を行う NGO に所属している)

- ・ポーランドでは、数年前に体罰禁止の法 律が成立したり、裁判所で子どもが何度
 も質問されないようにするための法律
 (Friendly interview for kids)が成立した。
- ・子どもが外傷を受傷したとき、医師はその病態は診断するけれども、その受傷機
 序は診断しないため、まず子どもの受傷
 機転をきちんと知らなければというニーズが起こっていたところ、メデイアが注目するような子ども虐待死事件が起こ

り、子どもの死因についても調査の必要 性が認識されてきている。しかし、まだ 保守的な意見も強いうえ、捜査情報と医 療・保健・福祉情報との情報共有の体制 もできていないため、全数調査はもちろ んのこと、重大事例についての実践もま だ始まっていない。

【南アフリカ】

Ms. Shanaaz Mathews

(ケープ・タウン大学の教授、小児政策

(Child Policy)のリサーチ・ユニットを率 いている。)

・CDR は制度化されておらず、当然、それ を担保する法律もない。

・最初に行った調査では、不慮の死亡 (Unexpected death)が運ばれる Mortuary (死体安置所南を層別化ランダムサンプ リングを行って、小児の死亡事例で事件 性の可能性があるすべてのケースを調査 に入れた。その疫学的調査を通して、全 国規模での殺人による死亡数の推計を行 った(参照論文)6(追記:その後の研究 として、地域における死亡事例の検証も 実施されている7)。

- ・ISPCAN を通じて、北アイルランドの John さんから検証方法を学んだが、南ア フリカの場合は子どもの死亡数(病気な どによる内因死)が非常に多く、全数を 対象とする CDR は非常に困難である。
- ・来年 Children's Act が改正される予定で議 会への働きかけをする予定であり、CDR を義務化することにしたいと思ってい る。

【インド】

- Mr. Rajeev Seth (ニューデリーの小児科 医、ISPCAN 理事)
- ・CDR の体制はなく、医療機関(小児科) にてケース・カンファレンスを実施して いる程度である。捜査機関が持つ捜査情 報と医療・保健・福祉・教育等が持つ諸 情報との共有はない。
- ・下記の CDR のガイドラインについて、 Dr. Seth はその存在を知らなかった。
 http://pbhealth.gov.in/Operational%20Guide
 %20of%20Child%20Death%20Review.pdf
 ガイドラインの内容は、乳幼児の感染症
 死の多さを反映して、虐待しより感染症
 などの自然死の方が重要視されており、
 ASHA と呼ばれるソーシャルワーカーや
 ANM と呼ばれる助産師が調査を担当している。

【台湾】

Ms. Fu-Wen Liang

(台湾の国立成功大学の研究員、小児死亡の研究8やパイロット・スタディー研究に 携わっている)

国立台湾大学の公衆衛生学部の教授が主 導して、イギリス・アメリカ・日本・台湾 での CDR 国際シンポジウムを 11/17 に国 立台湾大学にて開催した。そのシンポジウ ムの内容を元に以下に記録する。シンポジ ウには、母子保健分野、自殺対策分野、事 故予防分野、など、様々な政策・研究に関 わる公衆衛生に関連する専門職がシンポジ ウムに参加していた。

- ・現在、CDR 導入に向けて整備中であり、
 研究主導のパイロット・スタディーを実施している段階である。その研究内容は、行政レベルでのデータを利用して、
 以下の内容を比較していた。
 - 人口動態統計(死亡票)を用いた、
 年齢別・地域別・死因別の小児死亡
 率を比較

する

- 2. 複数の二次データ(死亡票、出生 票、交通事故データベース、児童福 祉データベース、医療保険情報のデ ータベース)を統一 ID でリンケー ジし、死因と関連する背景要因を分 析する
- ・これから地域での事例検証を行い、上記の疫学的な研究結果を擦り合わせて検討していきたい。現時点では、警察と解剖記録の情報は得られていないが、今後は地域内で関係性ができれば提出してもらえるかもと期待している。

【香港】

Mr. Hui (Herman) 現在の CDR 委員会の議 長

Ms. YEE Ka-wing (Karen) 現在の CDR の事 務運営スタッフ(常勤)

Mr. Wong (Karen の前任の CDR の事務運営 スタッフ)

- ・香港は中国本土との関係性があり、法律 を新たに作成することが困難であるた め、CDR を法制化はしていない。しかし 現実的に開始することが重要であると考 え、関係機関の合意に基づいて実施して いる。CDR の必要性については、虐待の 死亡事例があり、世間で何かをしなけれ ばならないという声が高まり、Social Welfare Department (社会福祉局)がこの 動きを始めた。(CDR の事務局は Social welfare department に所属しており、CDR の常勤スタッフは Social welfare department に所属しているフルタイムの 職員である)社会的な有名な Professor Lu (小児科医の教授)が Social welfare department のコンサルテーションを受け て、3年間のCDR パイロットプロジェク トを実施することができた。
- ・レビューしている症例は、検死裁判所 (Coroner's court)を通った後の症例であ る。香港では、すべての小児死亡事例は 内因死(Natural death)でも外因死でも、 検死裁判所に届け出られる。(香港では、 検死裁判所が取り扱うと定められている 死亡が20種類あり、その中の一つが小児 死亡である。死亡後、Coroner がその死に 至る経過を調査し、解剖の必要性を最終 的に判断するのは検死裁判所、である。 その判断を待つため、火葬まで2週間程 度待つのが通常とのこと。)

・CDR 委員会は検死裁判所から情報をもら っているため、検死裁判所が集めた情報 は全て手に入る。機密情報を守るため、 ファイルにアクセスできるのは、事務局 の常勤スタッフ (Karen)のみであり、検 討委員も会議にきてその場で書類を読 み、持ち帰ってはいけない、という仕組 みにしている。常勤スタッフ (Karen) が 匿名化し、委員はそのサマリーを読む。 ・議長の任務は、コーディネーターであ り、多数の専門職、専門機関が集まっ て、多様な情報を読む際に、公の視点 (public perspective) も持ってコメントを 出していく必要がある。検証委員の参加 は交通費・謝金などの支払いはなく、ボ ランティア参加であるため、委員が参加 したくなるような雰囲気作りも重要であ る。ほかにも、政府や官僚にどのように メッセージを伝えるべきか、特に重大事 例・緊急事例の場合、どのように素早く 世間一般に情報を伝えるか。時間がかか りすぎては意味がない。

- ・検証対象は全ての18歳未満の死亡で、 裁判となった場合の死亡は裁判終了まで 待ってから検証を開始する(検証の開始 が遅くなるため、検証結果から得られた 提言は素早く行うようにしている)。CDR パネルの検討会は年4回、その間にサブ グループ会議(外因死、自殺、事故死、 その他、内因死のサブグループが5つあ る)を1-2回行う。
- ・検討後に報告書に載せる提言を作成する が、関係機関にその内容を伝えてコミュ ニケーションを取ることを大切にしてお り、その提言に対する関係機関の反応 (Responses)を入れているところが工夫さ れている点である。

・詳細は、香港の CDR 報告書(英語)参照 https://www.swd.gov.hk/en/index/site_pubsvc/p age_family/sub_fcwdocument/id_cfrp/

3-D 考察

上記のアンケート・インタビュー結果を 元に、乳幼児の死亡率と合わせて、以下に 各国の実施体制についてまとめた表を示す (表 3-2、3-3、3-4)。ここでは、全死因の 検証をチャイルド・デス・レビュー(Child Death Review: CDR)、特定の死因の検証を パネルレビュー(CDOP: Child Death Overview Panel)と呼ぶこととする。

今回の調査協力国のうち全国的な法的基 盤を有して実施しているのはアメリカ・イ ギリスのみであり、ドイツ・オランダ・ポ ーランド・台湾では地域的にパイロット調 査を開始していた。香港は法的基盤を新設 していないが、関係機関の相互合意のもと 実施しているのが特徴的である。日本は特 定事例(いじめ自殺、虐待死など)で重大 事例検証が行われており、英国の CDOP に 近い形であると考えられるが、今後 CDR とどのように連携して実施していくかが課 題である(表 3-2)。

イギリスは CDR と CDOP を並行してい るのが特徴的であり、アメリカは州法によ って定められた虐待の定義・CDR の運営 規定に則って実施しているため、各州で実 施形態は様々であるが、全国 CDR センタ ーにオンラインで検証結果を報告するデー タベースシステムを有している(現時点で 45 州が活用している)。ドイツは、家族に 関係した現場の実践家によるレビューと、 専門家によるレビューの2つに分かれてい る特徴があり、家族に検証の同意を取って いる。香港では予防策を提言するだけでは なく、関係機関とのコミュニケーションを 密に取っており、報告書を公開する前に関 係機関がその提言をうけてどのように考え たか(今後どのように対応するか)のコメ ントをもらい、報告書に含めている点が優 れていると考えられた。日本では、捜査機 関からの情報共有と、検証プロセス・予防 策提言プロセスの確立が必要である(表 3-3)。

今後国内で検証制度を構築していく際 に、どのように症例を抽出するか、どれだ けの情報(質・量)を必要とするのか、ど のような関係機関から情報収集を行うのか を検討していく必要がある。特に、アメリ カの症例登録データベースで用いられてい る報告フォーマットは 1,700 項目 (全ての 項目に回答する必要があるわけではない が、死因別に詳細な内容を記載する必要が ある)を超える膨大なものであるが、その 情報収集の仕方は事前に提出する、会議に 持参する、事前にサマリーを作る・作らな いなど州によって様々である。イギリスの 情報収集は、フォームA(共通)とフォー ムB(死因別)によって関係機関から提出 された情報を検討会に利用している。どの ように収集した情報を検討会に活かすかを 検討していく必要がある。また子どもの死 の尊厳に対する気持ちを忘れないために、 検討会中に顔写真を見える位置においてお くという工夫や、委員がその児の死亡に直 接関わっていた場合に検討会に含めるかど うかの議論など、実際に実施していく場合 は様々な点に配慮していく必要がある(表 3-4)。

3-E.結論

今回の調査を通じて、検証方法には、そ もそも全死亡を対象とする CDR と、死因 別に実施する CDOP があり、諸外国の導入 ・実施状況から、以下の点について考える 必要があることを認識することができた。

- 対象症例の選び方(全国 / 地域の全症 例か、抽出か)
- 2. 収集する情報の包括度(提供する関係 機関の多様性、情報の質の確保)
- 検証・予防策提言のプロセスの確立・ 標準化

今後の日本において CDR 体制を構築して いく上で、対象の選定方法(統計的に抽出 するか、一部の地域で全例とするか、全国 規模で全症例を対象とするか)、捜査機関 情報も含めた幅広い情報収集を可能とする 法的整備の必要性、さらに各機関から収集 する情報の量と質の担保と、その標準的な 検証ならびに予防策を実現させるプロセス を確立するために検証委員の研修制度や関 係機関との意見交換制度などについて議論 を重ねていき、日本の実情に合わせた制度 設計を行うことが必要である。

1-参考文献

- Ewigman B et al.: The Missori child fatality study : underreporting of maltreatment fatalities among children younger than five years of age, 1983 through 1987.Pediatrics 91;330-337, 1993
- Shanley R et al.:U.S. Child death review programs assessing progress toward a standard review process. Am J prev Med. 39;522-528, 2010

- 山中龍宏:チャイルド・デス・レビュー: Child Death Review(CDR) 日本 セーフティプロモーション学会誌 7;33-37, 2014
- Fraser J et al.: Learning from child death review in the USA, England, Australia, and New Zealand. <u>www.thelancet.com</u>
- 5. . 384; 894-903, 2014
- 6. 森崎菜穂ら:チャイルド・デス・レ ビュー –日本での実現に向けて-:周産 期医学 46;283-286,2016.

2-参考文献

- Damashek A, Nelson MM, Bonner BL. Fatal child maltreatment: characteristics of deaths from physical abuse versus neglect. Child Abuse Neglect. 2013 Oct;37(10):735-744
- Welch GL, Bonner BL. Fatal child neglect: characteristics, causation, and strategies for prevention. Child Abuse Neglect. 2013 Oct;37(10):745-752.
- The National Center for Review Prevention of Child Deaths. https://www.childdeathreview.org/

3-参考文献

- National Center for Fatality Review & Prevention. Child Death Review Case Reporting System Case Report - Version 4.1. Vol 20182016.
- 2. Suelves J. National Multidisciplinary Child Death Review in the EU: PIECES Policy Paper #5. Vol

2018. Birmingham European Child Safety Alliance; 2015.

- Commission to Eliminate Child Abuse and Neglect Fatalities. Within our reach: A national strategy to eliminate child abuse and neglect fatalities. Washington, DC: Government Printing Office; 2016.
- Sidebotham P, Fraser J, Fleming P, Ward-Platt M, Hain R. Patterns of child death in England and Wales. Lancet. 2014;384:904-914.
- Devaney J. Inquiring into Non-Accidental Child Deaths: Reviewing the Review Process. The British Journal of Social Work. 2011;41:242-260.
- Mathews S, Abrahams N, Jewkes R, Martin LJ, Lombard C. The epidemiology of child homicides in South Africa. Bull World Health Organ. 2013;91:562-568.
- Mathews S, Martin L, Scott C, Coetzee D, Lake L. Every child counts: Lessons learned from the South African Child Death Review pilot. A research brief. Cape Town: Children's Institute, University of Cape Town; 2015.

- Liang FW, Lu TH, Wu MH, et al. International Ranking of Infant Mortality Rates: Taiwan Compared with European Countries. Pediatr Neonatol. 2016;57:326-332.
- F.健康危険情報 該当なし

G . 研究発表 論文発表 なし

学会・シンポジウム発表

 柳川敏彦:海外での CDR と日本での 虐待死亡事例検証の見逃し(溝口史 剛発表の追加発言)「防げる死から子 どもを守るために」ワークショップ ・シンポジウム,厚生労働科学研究費 補助金研究事業,東京,2017 年1月

書籍発刊

なし

H.知的財産権の出願・登録状況 (予定を含む) なし

表 1. CDR の制度および体制の比較

調査項目	イングランド	北アイルランド	南アフリカ	香港
実施制度に関して		1	1	1
CDR 導入範囲	全国・地域	全国	地域	香港のみ (中国なし)
検証チーム数	地域チーム(約 90)	1チーム	3チーム	1
地域の定義	地方自治体 (LSGB)	記載なし	パイロット研究 に参加地域	香港全体
CDR 導入時期 (選択肢)	2005-2009	2010-2014	2010-2014	2005-2009
法的整備	あり Children's Act (2004)	あり	なし	法制度を変更せ ずに実施
個人情報利用の 正当性	法的根拠あり	法的根拠 (Data Protection Act)	なし (参加者全 員が守秘義務に サイン)	司法(Judiciary) から承認あり
捜査・裁判中の 情報利用の有無	得られる(状況 による場合もあ る)	大抵は得られる	大抵は得られる	得られない
情報非公開時の 罰則規定	なし	なし	なし	なし
CDR 導入の障 壁 (3 つまで選択	多機関からの情 報共有 合意形成・協力 体制構築 運営予算の確保	多機関からの情 報共有 合意形成・協力 体制構築 委員への研修	多機関からの情 報共有 合意形成・協力 体制構築 委員への研修	多機関からの情 報共有 合意形成・協力 体制構築
上記障壁に対す る対策	全国のガイドラ イン作成 研修	CDR 原則への合 意を得る 研修とメンター 制度 明確なガイドラ イン	会議を重ねるこ と(顔をあわせ ること)	報告書の公開、 関係機関とのコ ミュニケーショ ン
委員に対する研 修の内容	全国的なトレー ニングプログラ ムがある	研修への参加、 継続学習あり	ワークショップ マニュアル	作業の流れを明 確化 知識の共有
統一化された検 証プロセス	全国であり	あり	なし	なし(1チーム なので)
CDR 以外の検証 制度の存在	Serious Case Review(虐待関 連死亡に関する 検討会)	CDR と並行し て、虐待関連死 の検討会が存在 する	医療機関で独自 のケース検討会 をしている	なし
実施体制に関して	5			
検証対象	全死亡	全死亡	全死亡	全死亡
検証対象年齢	18歳未満	18歳未満	18歳未満	18歳未満
検討会の開催頻 度	1-4ヶ月毎	毎月	毎月	年4回、他にサ ブグループの検 討会あり
開催までの時間	平均1年未満	平均3ヶ月未満	平均1ヶ月未満	平均1年以上

表1. CDRの制度および体制の比較(続き)

調査項目	イングランド	北アイルランド	南アフリカ	香港
検討委員の職種	公衆衛生 精神保健 小児科医 救急関係 法医学・検死官 児童福祉 警察・検察 疫学 アドボケイト	公衆衛生 精神保健 小児科医 児童福祉 警察・検察	公衆衛生 精神保健 小児科医 法医学・検死官 児童福祉 警察・検察 アドボケイト	精神保健 小児科医 児童福祉
利用可能な情報 ・書類	死亡診断書 解剖・記録 薬物・記録 児童福祉記録 現場後証録 現場検証 関が入 力するフォーム あり)*	死亡診断書 解剖記録 薬物・血液検査 診療記祉記録 児童搬記録 捜査資料 現場検証 教育関係	解剖記録 薬物・血液検査 診療記録 児童福祉記録 捜査資料 現場検証写真 (毎回得られる とは限らない)	死亡診断書 解剖記録 薬物・記録 児童福祉記録 救急資料 現場検証写真 裁判記録
解剖時に家族の 承諾の有無	小児の予期しな い死亡では同意 は不要	数日以内の受診 歴がある児の死 亡では同意不要	内因死では同意 が必要	回答なし
予防策提言のプ ロセス	あり	あり	あり	報告書を関係機 関に送る
過去に実施された改善策	メン学地プの市関る定関るラのスデペ校域口教民係ポや係新ム構立が育公機り改機し・築大アンロロイ 開関シ定関いサ、キ ララー にプーササキ ムムへ け制 けグスビ	メン学地プの関る定関るラのス新例・ディーププバ育機リ改機し・築大い制化アンロロイ 関シ定関いサ、 法定に一 にプーサ 律・キ ララー おの おロビー や変見化	教育プログラム 関係機関におけ る新しいプログ ラム・サービス の構築、サービ ス拡大	地域プログラム プロバイダー・ 専門家への教育
改善策の実現頻 度	まあまあ	結構多い	結構多い	しばしば
現在の課題	予算 ガイドランの改 定	検討終了するま での時間の長 さ、専門家への サポート、改善 策の実現性	予算、警察との 協力体制、他の 公衆衛生上の課 題	包括的な情報収 取

* *本総合報告書の翻訳成果物参照

国	法的	CDR	CDOP	登録データ
	基盤			ベース
イギリス	あり	あり	あり	準備中
アメリカ	あり	州による	州による	あり
ドイツ	なし	パイロット調査	なし	なし
オランダ	なし	パイロット調査	なし	なし
南アフリカ	なし	パイロット調査	なし	なし
ポーランド	なし	なし	計画段階	なし
インド	なし	なし	計画段階	なし
香港	なし	あり	なし	なし
台湾	なし	パイロット調査	なし	なし
日本	なし	パイロット調査	特定事例で実施	なし

表2.諸外国の実施体制について

表3 諸外国 CDR/CDOP における情報共有・法整備・検証方法について

国	個人情報保護の法律	警察と	レビュー方法
	根拠	情報共有	
イギリス連合 王国 (北アイ ルランド含 む)	あり (working together to safeguard children, Data Protection Act)	あり	CDR 関係機関がフォーマット を提出、死因・予防可能性・改善 策を提案 虐待事例の SCR 複数回 3-6 ヶ 月かけて検証
アメリカ合衆 国	州の CDR 法内に記 載あり	あり	CDR 委員会が情報収集し、委員会 で検討後、全国データベースに登 録、報告書作成
ドイツ	パイロット調査に対 し親の承諾を得て実 施	なし	家族に関与した関係機関での話 し合い 専門職のレビュー・チームでの 話し合い
南アフリカ	なし(関係機関は、 情報の秘密保持の同 意書にサインして実施)	あり	パイロットサイトの全ての死亡を 多職種でレビュー、死因の究明と 予防策の提言が目的
香港	なし	裁判時には 終了後に公 開	常勤スタッフが関連機関から集め た情報を匿名化し、検討委員は会 議の場でのみ情報を見ることがで きる。報告書には提言と、その提 言を受けた関係機関からの反応を 含めている。
日本	なし	なし	重大ケースレビュー(児童虐待、 自殺、保育園事故など、テーマ別 にそれぞれ実施)

		アメリカ	イギリス	日本
CDR (全死 因を含むも の)	制度化さ れている か?	法整備あり (州によって 差異あり)	法整備あり	法整備なし
	全例か抽 出か?	全国の全死亡 例	全国の全死亡 例	パイロット地域での死 亡例(小児科学会調 査)
CDOP (特 定の死因を 対象とする	制度化さ れている か?	法整備あり (州によって 差異あり)	法整備あり	法令や勧告に基づく制 度化
もの)	全例か抽 出か?	目的別に実施	虐待疑い事例 (対象症例の 定義が法律に 記載あり)	いじめ自殺、虐待死亡 など、目的に別に実施
CDR・CDOP に活用さ れる情報		医療、保健、 福祉、司法解 剖、教育、捜 査情報など	医療、保健、 福祉、司法解 剖、教育、捜 査情報など	医療、保健、福祉、司 法解剖、教育、捜査情 報が入手困難
検証の方法		統一されたフ ォーマットあ り ¹	統一されたフ ォーマットあ り*	レビュー方法・情報量 に地域間格差あり

表4.アメリカ・イギリス・日本における CDR と CDOP の比較

*本総合報告書の翻訳成果物参照